

## 第6章 成年後見制度利用促進（第2期廿日市市成年後見制度利用促進計画）

### 【1】 成年後見制度利用促進の基本的な考え方

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいがあることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを、社会全体で支えるための仕組みです。

高齢化の進行に伴い、成年後見制度の重要性は高まっていますが、十分に利用されていません。判断能力が十分でない人も、住み慣れた地域で尊厳を守って生活していけるよう、成年後見制度や意思決定支援などの周知を図り、利用しやすい環境を整備する必要があります。

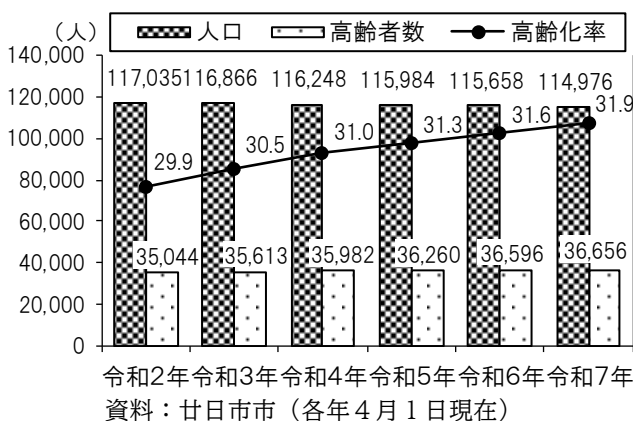
国においては、平成28（2016）年5月に、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）が施行され、市町村は国の基本計画を勘案し「成年後見制度利用促進に関する施策の基本計画」の策定および必要な支援機関の設置・支援を行うよう努めることが定められました。令和4（2022）年3月には、国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が策定され、市町村に対しては、関係機関と連携し、地域の実情に応じた地域連携ネットワークの構築や中核機関等の計画的な整備が求められています。

これらを踏まえ、本市においては、本章を成年後見制度の利用促進に係る基本計画として位置付け、地域共生社会の実現に向け、地域福祉の推進と一体的に施策を進めます。

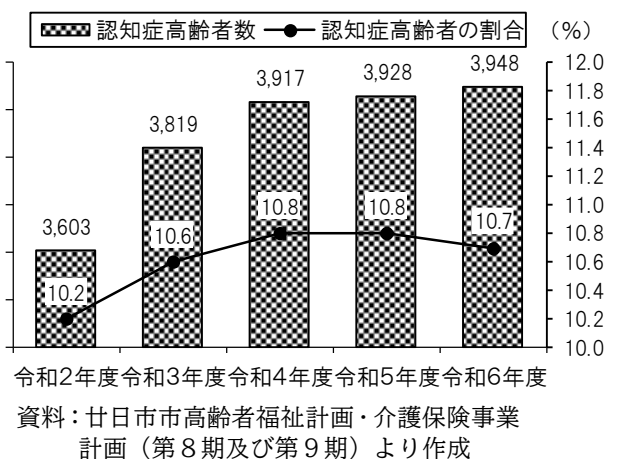
### 【2】 本市の状況

本市の高齢化率は、全国の傾向と同様に年々上昇しており、令和2（2020）年度から令和5（2023）年度の間で、認知症高齢者数は325人（約9%）の増加、高齢者数に占める認知症高齢者の割合も、令和2（2020）年と比較すると0.6ポイント上昇しています。

【 人口と高齢化率の推移 】

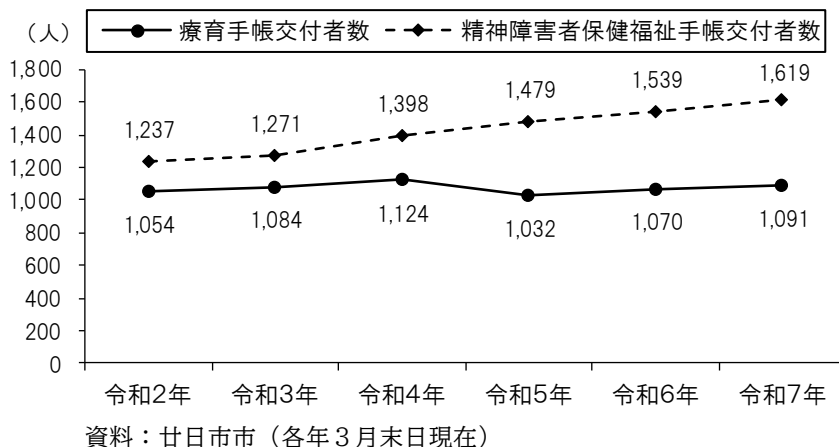


【 認知症高齢者数の推移 】



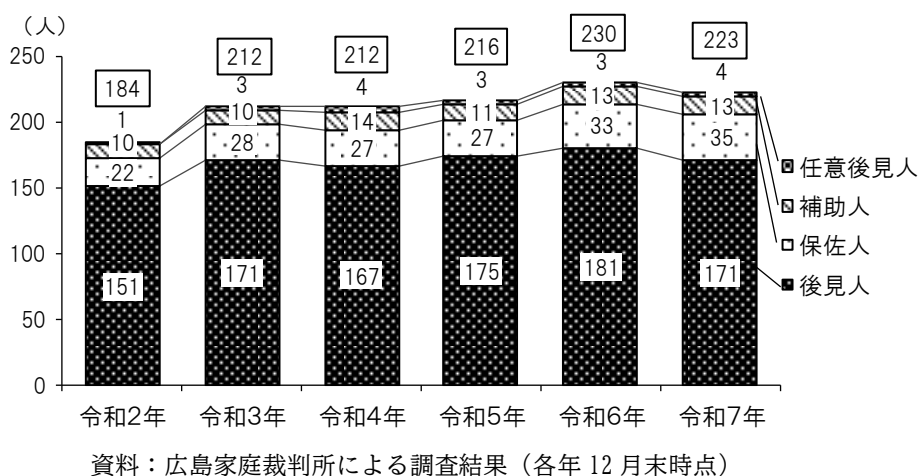
また、療育手帳交付者数や精神障害者保健福祉手帳交付者数は増加傾向で、特に精神障害者保健福祉手帳交付者数は令和2（2020）年との比較で令和7（2025）年では382人（約31%）増加しています。

【療育手帳交付者数等の推移】



このような状況の中、本市の成年後見制度は、高齢者、障がい者など対象者別に対応しており、利用者数は令和2（2020）年の184人から、令和7（2025）年は223人と増加しています。

【成年後見制度利用者数の推移】



令和4（2022）年に中核機関として「成年後見利用促進センター」の設置や各専門機関をつなぐ「権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備」など、相談支援体制の強化や成年後見制度の普及啓発に取り組んできたことの成果が一定程度出ているものと考えられますが、対象者は今後も増加していくことが見込まれるため、成年後見制度の利用促進に向け、引き続き普及啓発や体制強化の取組が必要です。

### 【3】 前期計画の振り返り

---

第3期計画においては、成年後見制度が十分に利用されていない現状があることから、取組の方向性として「成年後見制度の普及啓発」「地域連携ネットワークと中核機関の整備」「成年後見制度の利用促進」「担い手の育成・活動の促進」の4つを掲げ、取組を進めてきました。

地域連携ネットワークの整備を進めるにあたり、令和4（2022）年には中核機関として「成年後見利用促進センター」を開所し、各専門機関の連携体制を強化するための協議会として「廿日市市権利擁護支援地域連携ネットワーク推進会議」を立ち上げ、早期の段階からの相談対応や成年後見制度の普及啓発、成年後見制度による支援体制の構築などに取り組んできました。

相談しやすい環境や支援の強化に向けた体制整備は進んできたものの、現時点でも、対象者の家族や一般市民の制度に対する正しい理解が広まっていない、という意見や金融機関において認知症高齢者の対応に苦慮する事例もあるなど、制度の普及啓発や利用促進に引き続き取り組んでいく必要があります。

### 【4】 取組の方向性

---

#### 1 成年後見制度の普及啓発

- ▷ 成年後見制度の周知
- ▷ 成年後見利用促進センターの周知
- ▷ 市民公開セミナー、出前講座の開催

広報紙やちらし、ホームページ等を活用し、成年後見制度や成年後見利用促進センターについて、周知します。また、市民の正しい理解に向けて市民公開セミナーや出前講座を開催し、成年後見制度等の普及啓発を行います。

#### 2 成年後見制度の利用促進

- ▷ 弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職相談の充実
- ▷ 受任調整会議の開催、意思決定支援の普及啓発
- ▷ 成年後見制度利用支援事業
- ▷ 後見人等への支援
- ▷ 市長申立ての周知

専門職相談会の開催など、弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職に相談できる機会を充実させます。

制度の利用に際し、できるだけ本人の意思が尊重されるよう、受任調整会議により適切な後見人等を選任するなど、関係機関等で連携し、支援を行います。また、できるだけ自身での意思決定に向けて支援を行う、意思決定支援の考え方について、普及・啓発を行います。

成年後見制度を利用するにあたり、費用を負担することが困難な人に対し、成年後見人等報酬の助成を実施し、安心して制度利用ができるよう支援します。

後見人等からの相談に対して助言を行うとともに、専門職や関係機関等と連携しケース検討を行うなど、後見人等に対する支援に取り組みます。

### 3 担い手の育成・活動の促進

▷ 市民後見人の育成

▷ 市民後見人の活動支援

成年後見制度の需要が高まっていく中、後見人となる人材の育成や活動を支援する必要があります。

担い手確保に向けて市民後見人の周知や育成を推進するとともに、専門職との連携や研修の実施等により、受任後も安心して後見活動ができるよう支援を行います。

### 4 地域連携ネットワークの充実

▷ 権利擁護支援地域連携ネットワーク会議の開催

▷ 金融機関との連携

▷ 身寄りのない高齢者への支援体制

権利擁護の要として、地域連携ネットワークにおいて、関係機関や専門職等の連携をより強化し、中核機関の円滑な推進に向けての協議を行います。特に、財産の管理においては金融機関との連携が重要となるため、金融ミーティング等を通して、事例の共有や解決策の検討などにより金融機関における成年後見制度の理解促進を行いながら、連携体制の整備を進めます。

高齢期において、望まない孤独や社会的孤立に陥ることを防ぐため、地域の多様な団体が連携して支援する環境の整備に取り組み、日常生活の緩やかなつながりづくりや居場所づくりを推進します。

## 【5】 取組の評価

| 指標   | 現況値<br>(令和7年度) | 目標値<br>(令和12年度) |
|--|----------------|-----------------|
| 成年後見制度の認知度（65歳以上）<br>(出典：高齢者福祉に関するアンケート調査) | 53.5%          | 60.0%           |
| 市民後見人人材バンクの登録者数                            | 11人            | 16人             |